

～介護支援専門員証が失効し再研修を修了した方へ～ 介護支援専門員証を取得する手続き(新規交付申請)について

介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)したあと、介護支援専門員再研修を修了し、山形県に介護支援専門員証の交付申請をすると、新しく介護支援専門員証を取得することができます。

1 本書における新規交付申請の対象者

介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)しており、介護支援専門員再研修を修了した日から**5年**を経過していない方

※ 介護支援専門員証の有効期間満了日は、お持ちの介護支援専門員証(名刺サイズ)に記載されています。介護支援専門員証を紛失したため、有効期間満了日がご不明な方は、[下記4記載の【提出先】](#)までご連絡ください。

2 本書における新規交付申請の申請期間

介護支援専門員再研修修了日(修了証書記載の年月日)～**5年以内**

※ **再研修修了日から5年を経過すると、介護支援専門員証は取得できなくなります!**

※ 介護支援専門員証を取得できなくなった場合は、もう一度、再研修を受講・修了する必要があります(受講料も改めて納入いただく必要があります)。

※ 同じ新規交付申請であっても、実務研修と再研修のどちらを修了したかにより申請期間が異なります。本書では、お持ちの介護支援専門員証が失効したため、再研修を修了した方向けに案内していますので、お間違えの無いようにしてください。

3 本書における新規交付申請の必要提出書類

(1) 住所も氏名も変わっていない方(※登録事項変更届出をすでに行った方を含む)

ア) 様式第1号「介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書」

イ) 山形県収入証紙4,200円

※ ア)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。

ウ) 介護支援専門員再研修修了証書(コピー)

※ 修了証書(原本)は、再発行できません。修了証書(原本)を紛失した方は、ア)の「7 備考」に「再研修の修了証書は紛失。〇〇県で令和〇年度に受講」のように記載してください。

エ) 介護支援専門員証(原本):有効期間が満了(失効)した介護支援専門員証を提出してください。

※ 平成17年度以前に介護支援専門員の資格を取得した方で、介護支援専門員登録証明書(A4厚紙)をお持ちの方は、当該証明書も提出してください(介護支援専門員登録証明書をお持ちでない方は、介護支援専門員証のみ提出してください)。

※ 介護支援専門員証を紛失した方は、ア)の「7 備考」に「介護支援専門員証は紛失」のように記載してください。また、このとき、ア)の「5 登録年月日、登録番号」は、空欄で結構です。ただし、下記カ)を追加で提出してください。

オ) 写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm):6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものを提出してください。

※ 裏面に氏名と登録番号を記入のうえ、ビニール袋等に入れて提出してください。

※ **写真のサイズが大きすぎる、小さすぎるといった場合、写真を提出し直していただきます。**

◎(見本) ×(顔が大きすぎる、はみ出している、不鮮明)



～エ)介護支援専門員証(原本)を紛失した方～ ア)からオ)に追加で次の書類を提出してください

カ) 公的証明書のうちいずれか1つ

- ・ 運転免許証(コピー)：裏面と裏面の両方のコピーを提出してください。
- ・ パスポート(コピー)
- ・ 健康保険証(コピー)：「被保険者等記号・番号」は、塗りつぶす等により削除してください。
- ・ マイナンバーカード(コピー)：表面のコピーのみ提出してください。裏面(マイナンバーの記載がある面)のコピーは提出しないでください。
- ・ 住民票の写し：**コピー不可(市区町村の担当課やコンビニエンスストア等店舗にて発行された書類の原本を提出してください)**。マイナンバーの記載がない、6か月以内のものに限ります。

※ 上記以外の公的証明書でも受付けできますが、マイナンバーの記載がある公的証明書は受付けできません。マイナンバーの記載がある場合は、塗りつぶす等により削除してください。

(2) 氏名や住所が変わった(両方、またはどちらかが変わった)方

(※ 登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む)

ア) 様式第1号「介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書」

イ) 山形県収入証紙 4,200円

※ ア)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。

ウ) 様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換え交付申請書」

※ この様式の「山形県収入証紙貼付欄(1,600円)」には、**何も貼り付けしないでください**。必要事項のみ記載して提出してください。

エ) ①氏名が変わった方⇒戸籍抄本または戸籍謄本：**コピー不可(市区町村の担当課やコンビニエンスストア等店舗にて発行された書類の原本を提出してください)**。マイナンバーの記載がない、6か月以内のものに限ります。

②住所が変わった方⇒住民票の写し：**コピー不可(市区町村の担当課やコンビニエンスストア等店舗にて発行された書類の原本を提出してください)**。マイナンバーの記載がない、6か月以内のものに限ります。

※ 氏名も住所も変わった方は、①と②の両方を提出してください。

オ) 介護支援専門員再研修修了証書(コピー)

※ 修了証書(原本)は、再発行できません。修了証書(原本)を紛失した方は、ア)の「7 備考」に「再研修の修了証書は紛失。〇〇県で令和〇年度に受講」のように記載してください。

カ) 介護支援専門員証(原本)：有効期間が満了(失効)した介護支援専門員証を提出してください。

※ 平成17年度以前に介護支援専門員の資格を取得した方で、介護支援専門員登録証明書(A4厚紙)をお持ちの方は、当該証明書も提出してください(介護支援専門員登録証明書をお持ちでない方は、介護支援専門員証のみ提出してください)。

※ 介護支援専門員証を紛失した方は、ア)の「7 備考」に「介護支援専門員証は紛失」のように記載してください。また、このとき、ア)の「5 登録年月日、登録番号」は、空欄で結構です。

キ) 写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm)：6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものを提出してください。

※ 裏面に氏名と登録番号を記入のうえ、ビニール袋等に入れて提出してください。

※ **写真のサイズが大きすぎる、小さすぎるといった場合、写真を提出し直していただきます。**

○(見本) ×(顔が大きすぎる、はみ出している、不鮮明)



4 本書における新規交付申請の提出方法

(1) 住所も氏名も変わっていない方（※ 登録事項変更届出をすでに行った方を含む）

手順1：次の①または②のいずれかの方法により、提出様式をご準備ください。

① [様式第1号 \(PDF\)](#) をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記載してください。

② [様式第1号 \(ワード\)](#) をダウンロードのうえ必要事項を入力し、印刷してください。

※ 自宅や勤務先で印刷できない方は、お持ちのスマートフォンやパソコン等に様式をダウンロードのうえ、お近くのコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの店舗に設置されているコピー機（有料）をご利用ください。利用方法は、店舗でご確認ください。

※ ダウンロードできない方や店舗に設置されているコピー機を利用できない方は、任意様式（便箋やメモ帳、通常のコピー用紙等）に「介護支援専門員証交付申請書（様式第1号）の送付を希望する。住所、氏名」と記入のうえ、下記提出先まで郵送またはFAXでお送りください。郵送の場合は、返信用封筒（長形3号。94円切手を貼り、返信先の住所と宛名を記入してください。）を忘れずに同封してください。FAXの場合は、返信先のFAX番号を必ず記載してください。

手順2：上記3の必要提出書類がすべてそろったら、下記提出先まで郵送してください。その際、封筒表面に「介護支援専門員証交付申請書 在中」と記入してください。

※ 原則として、下記提出先窓口への持参提出は受け付けていません。

(2) 氏名や住所が変わった（両方、またはどちらかが変わった）方

（※ 登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む）

手順1：次の①または②のいずれかの方法により、提出様式をご準備ください。

① [様式第1号 \(PDF\)](#) と [様式第3号 \(PDF\)](#) をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記載してください。

② [様式第1号 \(ワード\)](#) と [様式第3号 \(ワード\)](#) をダウンロードのうえ必要事項を入力し、印刷してください。

※ 自宅や勤務先で印刷できない方は、お持ちのスマートフォンやパソコン等に様式をダウンロードのうえ、お近くのコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの店舗に設置されているコピー機（有料）をご利用ください。利用方法は、店舗でご確認ください。

※ ダウンロードできない方や店舗に設置されているコピー機を利用できない方は、任意様式（便箋やメモ帳、通常のコピー用紙等）に「介護支援専門員証交付申請書（様式第1号）と登録事項変更届出書（様式第3号）の送付を希望する。住所、氏名」と記入のうえ、下記提出先まで郵送またはFAXでお送りください。郵送の場合は、返信用封筒（長形3号。94円切手を貼り、返信先の住所と宛名を記入してください。）を忘れずに同封してください。FAXの場合は、返信先のFAX番号を必ず記載してください。

手順2：上記3の必要提出書類がすべてそろったら、下記提出先まで郵送してください。その際、封筒表面に「介護支援専門員証交付申請書 在中」と記入してください。

※ 原則として、下記提出先窓口への持参提出は受け付けていません。

【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導担当

TEL：023-630-3124/FAX：023-630-3321

5 介護支援専門員証の交付

山形県で新規交付申請を受け付けたら、受付から2週間程度で介護支援専門員証を登録住所または指定の住所（下記備考参照）へ郵送します。ただし、申請が集中する12月から翌年4月末までにつきましては、受付から30日程度を要する場合がありますので、ご了承ください。

介護支援専門員証（名刺サイズ、長形3号の封筒に入っています）が届きましたら、次回更新等手続き時まで大切に保管してください。

※ 現に介護支援専門員として勤務する方が介護支援専門員証を紛失すると、再交付申請（有料）が必要になります。

【備考：介護支援専門員証を登録住所以外（勤務先等）に郵送希望の方へ】

介護支援専門員証は、登録住所（住民票上の住所）宛てに郵送します。

登録住所以外の住所（勤務先住所等）に郵送することをご希望の方は、当該住所を上記3ア)の「7 備考」に「〒990-0000 山形県山形市〇〇1-1-1 居宅介護支援事業所〇〇」のように記入してください。

※ 別途、返信用封筒をご用意いただく必要はありません。

6 留意事項

- 介護支援専門員として勤務する方は、介護支援専門員証を必ず取得してください。介護支援専門員証を取得せず、介護支援専門員として勤務すると、介護保険法の規定により、登録消除の対象となります。
- 介護支援専門員証の有効期間は5年です。有効期間の満了後も介護支援専門員として勤務する場合は、更新手続きが必要です。詳細は、山形県ホームページ内「[介護支援専門員\(ケアマネジャー\)の資格に関する手続きと研修について](#)」をご参照ください。
- 介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）しても、介護支援専門員として勤務しなければ、登録が消除されることはありません。

介護支援専門員登録申請書
兼 介護支援専門員証交付申請書

申請年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者

氏名 山形 太郎

日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号、勤務先電話番号等）を必ず記入してください

連絡先電話 自宅（〇〇〇）〇〇〇 - 〇〇〇〇
日中（〇〇〇）〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

以下のとおり、申請します。

- ①介護支援専門員登録 (既に登録されており、交付のみ申請する場合は——線で削除してください。)
- ②介護支援専門員証交付 (交付を申請しない場合は——線で削除してください。)

また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は、登録簿に記載された事項を他の行政機関に対し提示することに同意します。

山形県収入証紙貼付欄 (4,200円)

山形県収入証紙(県証紙)をここに貼り付けてください

フリガナを必ず記入してください

※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

提出前によく確認してください

1	フリガナ 登録者氏名	ヤマガタ タロウ 山形 太郎	フリガナを必ず記入してください ※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください
2	生年月日	(西暦) 1990 年 4 月 2 日	フリガナを必ず記入してください ※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください
3	フリガナ 住所 (住民票に記載された住所)	ヤマガタケンヤマガタシマツナミ (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 山形 都道府県 山形 郡市 松波 〇丁目〇番〇号	
4	実務研修 修了年月日	(西暦) 年 月 日	実務研修 修了証書番号
5	登録年月日	(西暦) 2018 年 3 月 1 日	登録番号 0 6 1 8 9 9 9 9
6	添付書類	<input type="checkbox"/> 公的証明書(うちいずれか1つ) (運転免許証(表面(写)、裏面(写))、パスポート(写)、健康保険証(写)、マイナンバーカード(写)等) <input type="checkbox"/> 実務研修修了証書 <input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員証(原本)、ない場合は公的証明書のうちいずれか1つ (運転免許証(表面(写)と裏面(写))、パスポート(写)、健康保険証(写)、住民票の写し(コピー不可、マイナンバーの記載がない6ヶ月以内のもの)等) <input checked="" type="checkbox"/> 写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm) <input type="checkbox"/> 登録から5年以上経過している場合:再研修修了証書	※6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写しを必ず提出してください。写真がないと、介護支援専門員証を発行できません。 ※再研修修了証書(コピー)を提出できる方は、記入不要です。
7	備考	再研修の修了証書は紛失。山形県で令和5年度に受講。	再研修修了証書を紛失した方は、その旨記入してください。 ※再研修修了証書(コピー)を提出できる方は、記入不要です。

【氏名や住所が変わった方の記入例】

介護支援専門員登録事項変更届出書
兼 介護支援専門員証書換え交付申請書

届出年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者

日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号、勤務先電話番号等）を必ず記入してください

氏名 **山形 太郎**

連絡先電話 自宅 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
日中 (〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

以下のとおり、介護支援専門員登録事項変更の届出及び介護支援専門員証書換え交付(※)を申請します。

注(※) 介護支援専門員証の交付を受けていないため書換え交付を申請しない場合又は証の交付を受けており住所変更のみを行う場合は、____部文言を____線で削除してください。

また、介護保険制度の適正な実施を図るために、**県証紙 1,600 円は貼付不要です!** 登録簿に記載された事項を他の行政機関に対し提示することに同意します。

山形県収入証紙貼付欄 (1,600 円)

※ ここに山形県収入証紙を貼り付けてください

※ 介護支援専門員のみ行う場合

フリガナを必ず記入してください
※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

※ 書換え交付を申請しない場合

フリガナを必ず記入してください
※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

1 変更する事項	○印を記入	① 氏名	② 住所
		変更前	変更後
	フリガナ	マツナミ タロウ	ヤマガタ タロウ
	登録者氏名	松波 太郎	山形 太郎
	住所	△△ケン△△シ△△ (〒△△△ - △△△△) △△県△△市△△△丁目△番△号 △△アパート△号室	ヤマガタケンヤマガタシマツナミ (〒〇〇〇 - 〇〇〇〇) 山形県山形市松波 〇丁目〇番〇号
2	生年月日 (西暦)	1990 年 4 月 2 日	
3	有効期間満了日 (西暦)	年 月 日	
4	登録番号	0 6 1 6 1 2 3 4	
5 添付書類	氏名変更	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍抄本又は謄本 ※マイナンバーの記載がない6か月以内のもの	
	住所変更	<input checked="" type="checkbox"/> 住所票の写し ※コピー不可、マイナンバーの記載がない6か月以内のもの	
	書換え交付を申請する場合	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証(原本)又は介護支援専門員登録証明書(原本) <input type="checkbox"/> 写真 ※添付漏れがないか、必ず✓(チェック)のうえ確認してください。 ※✓の記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください。	
6	備考	(介護支援専門員のみ行う場合は、送付先住所を記入してください)	